

宮城県民会館・
宮城県民間非営利活動プラザ複合施設
管理運営計画
(案)

令和6年〇月

宮 城 県

目次

第1章	はじめに	1
I.	検討の経緯	1
II.	施設全体の概要	1
III.	施設複合化の効果	2
第2章	宮城県民会館	6
I.	基本コンセプト	6
1.	文化行政を取り巻く国の動き	
2.	文化芸術を取り巻く現状と課題	
3.	県計画での位置づけ	
4.	県内の現状について	
5.	基本理念	
6.	運営の基本コンセプト	
7.	運営計画の展望	
II.	事業計画	12
1.	基本的な考え方	
2.	事業実施方針	
3.	プレ事業・オープニング事業等の方針	
III.	広報宣伝計画	21
1.	基本的な考え方	
2.	開館に向けた広報宣伝	
3.	会員組織・サポーター組織等について	
IV.	組織計画	23
1.	基本的な考え方	
2.	運営主体のあり方について	
3.	組織体制	
V.	施設利用計画	28
1.	基本的な考え方	
2.	利用規則の基本方針	
3.	利用料金の基本方針	

VI.	収支計画	32
1.	基本的な考え方	
2.	収支試算(概算)	
3.	外部資金の獲得	
VII.	運営評価	34
VIII.	その他運営に関する留意点	34
IX.	開館までのスケジュール	35
第3章	宮城県民間非営利活動プラザ	36
I.	基本コンセプト	36
1.	NPOを取り巻く国の動き	
2.	NPOを取り巻く現状と課題	
3.	県計画での位置づけ	
4.	県内の現状について	
5.	管理運営の基本方針	
II.	事業計画	39
1.	基本的な考え方	
2.	民間非営利活動促進事業	
3.	自主事業	
4.	開館準備事業	
5.	広報事業	
III.	組織計画	41
1.	基本的な考え方	
2.	組織体制	
3.	管理運営主体	
4.	利用者サービス	
IV.	施設利用計画	42
1.	基本的な考え方	
2.	利用規則の基本方針	
3.	利用料金の基本方針	
V.	収支計画	43
VI.	運営評価	43
VII.	開館までのスケジュール	44

第1章 はじめに

I. 検討の経緯

本県では、令和2年3月に「県有施設等の再編に関する基本方針」を策定し、老朽化が進行している10の施設について、集約・複合化を含めた将来的な整備の方向性を示しました。その中で、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザについては「仙台医療センター跡地に移転集約する」ことを決定しました。

令和3年3月には「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想」を策定し、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザ複合施設(以下「複合施設」という。)の理念及び方針、整備や運営の考え方を整理しました。

その後、これまでの検討経緯を踏まえ、令和5年7月に、複合施設の管理運営における基本的な考え方を示す管理運営方針を策定しました。

今後は、運営主体となる団体や関係団体とも連携しながら、開館に向けてさらなる検討を進め、開館準備に取り組んでいきます。

II. 施設全体の概要

基本設計時点における施設全体の概要は以下のとおりです。

項目	内容
所在地	仙台市宮城野区宮城野二丁目301-1
敷地面積	約53,000㎡
延床面積	約29,000㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC)、鉄筋コンクリート造(RC)、鉄骨造(S)
規模	地上4階、地下1階
施設構成	<u>ホール部門</u> 大ホール <u>民間非営利活動部門</u> NPO ルーム、交流サロン、多目的室、共同作業室 など <u>創造・育成・連携拠点部門</u> スタジオシアター、スタジオ、練習室、アトリエ など <u>交流・コミュニティ部門</u> ギャラリー、アートライブラリー、会議室、交流ひろば など <u>管理運営部門</u> 事務室、機械室 など

III. 施設複合化の効果

宮城県民会館と宮城県民間非営利プラザの複合化により、互いの機能を確保しつつ、文化芸術や NPO の関係者をはじめとした様々な分野の個人・団体の連携・協働を創出し、より効果的な活動が促進されることが期待されます。

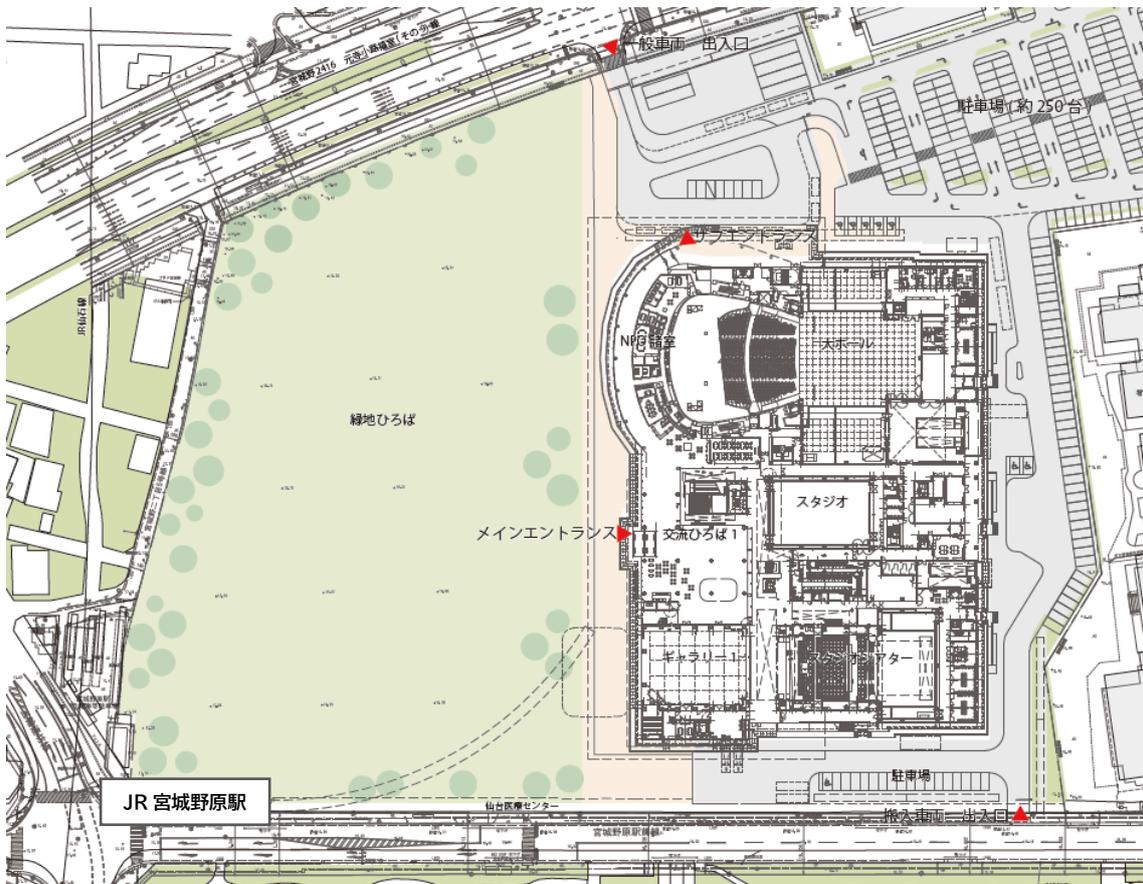
また、複数の機能や異なる目的を持つ施設を1か所に集約することで、類似用途の諸室や共同利用可能な諸室の共有化などによる施設規模の適正化と稼働率の向上、効率的な施設管理も期待できます。

本施設において、文化芸術と民間非営利活動との連携・融合を図り、豊かな社会の実現に寄与できるよう運営してまいります。

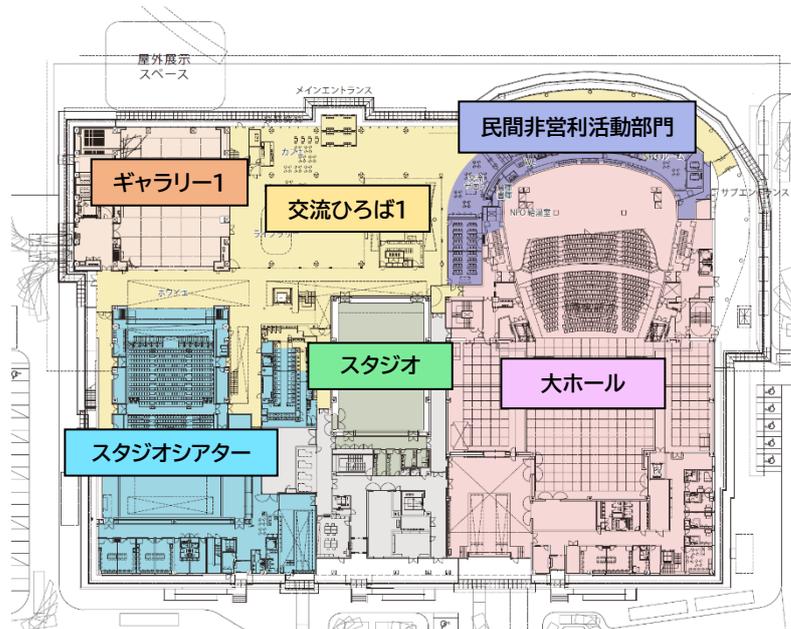
<施設外観イメージ>



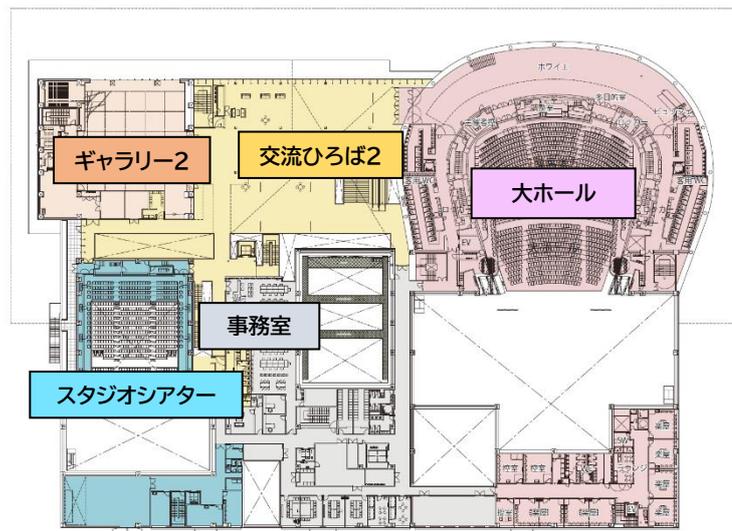
<施設配置計画>



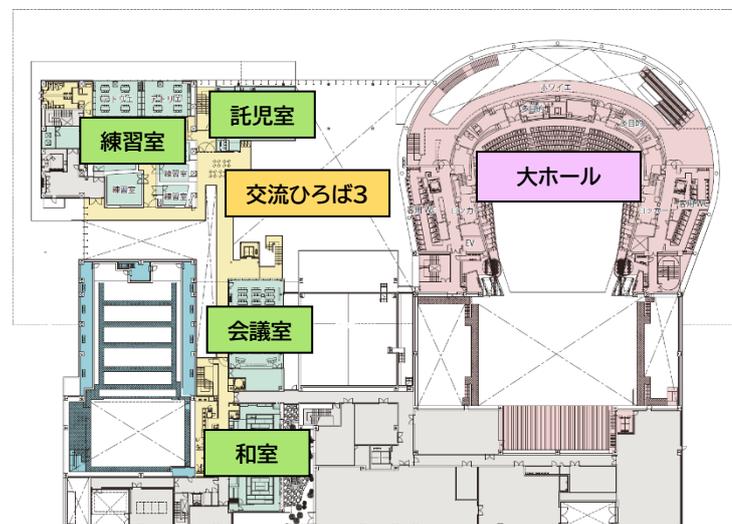
<1階フロア>



<2階フロア>



<3階フロア>



< 諸室一覧表 >

室名	規模・貸出面積等	主な利用目的
大ホール	約2,200席	ポピュラー音楽やオペラ、バレエ、ミュージカルをはじめとした大規模公演及び大会・集会等に対応
スタジオシアター	最大約600席 (スタンディング時 最大約1,600人)	演劇公演、音楽ライブやダンスパフォーマンスなど、多様な表現芸術に対応
スタジオ	最大約300席、約 460㎡ (大ホール主舞台と同程度)	県民の日常的な活動、小規模な発表会・展示会、ワークショップ等のほか、大ホール公演のリハーサル室としての利用も想定
ギャラリー1・2	ギャラリー1…約600㎡、天井高 3.85m ギャラリー2…約 500㎡、天井高 3.0m	絵画や写真、彫刻等の作品展示や先端技術を活用した次世代作品の展示にも対応
交流ひろば1・2	貸出面積について詳細検討予定	県民参加型イベントやロビーコンサート、マルシェ、フリーマーケットなどの利用を想定 (施設の催事状況によっては利用の制限あり)
アトリエ1・2	70㎡×2	県民の日常的な活動の場
練習室1～5	練習室1…55㎡、練習室2…30㎡、 練習室3…35㎡、練習室4…35㎡、 練習室5…90㎡	
会議室1～3	約 200㎡、最大約100名収容 (3分割で利用可)	
和室1～3	18畳×3(一体利用可)	
屋外展示エリア	貸出面積について詳細検討予定	
芝生広場	貸出面積について詳細検討予定	屋外展示、野外コンサート、パブリックビューイング、マルシェ、フリーマーケット、ヨガイベントなどの利用を想定
託児室 (兼子どもエリア)	貸出面積について詳細検討予定	ホール主催者の利用がない場合、子どもエリアとして貸出し

第2章 宮城県民会館

I. 基本コンセプト

1. 文化行政を取り巻く国の動き

平成13年に国内初の文化芸術全般にわたる基本的な法律として「文化芸術振興基本法」が制定され、文化芸術立国の実現に向け様々な取組が進められてきました。また、平成24年に制定された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(劇場法)」及び「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」において、劇場、音楽堂等は単に鑑賞事業の実施だけでなく、地域社会のための社会的な役割も求められるようになりました。

平成30年3月に閣議決定された「文化芸術推進基本計画(第1期)」では、「文化芸術は人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むという社会包摂の機能を有している」と記されており、令和5年3月に閣議決定された「文化芸術推進基本計画(第2期)」においても、文化芸術が有する本質的価値と社会的・経済的価値を創出し、推進していくことが必要であるとされています。

この度、新たに整備する県民会館(以下「新県民会館」という。)においても、県の文化芸術中心拠点として、文化芸術の振興、人材育成、文化芸術による多様な価値観の形成等を一層推進していくことが求められると考えます。

2. 文化芸術を取り巻く現状と課題

昨今、少子高齢化の進行により、文化芸術の担い手不足や文化芸術活動の縮小が加速し、若い世代の育成や普及活動が喫緊の課題となっています。また、新型コロナウイルス感染症や自然災害などの不測の事態が発生した場合でも、文化芸術活動の歯車を止めない体制づくりを再考する必要があります。

他にも、国際的・地球規模の課題に対する文化芸術の貢献への認識も深まっており、多様性、包摂性、持続可能性をキーワードとした文化芸術推進及びグローバル展開が求められています。

一方、文化芸術そのものも多様な広がりを見せており、音楽・美術・演劇・舞踊等の「芸術」や、映画・マンガ・アニメーションといった「メディア芸術」に加え、デジタル技術を活用した「デジタル芸術」が近年注目されています。実際に、2.5次元ミュージカルやリアルとオンラインのハイブリッドコンテンツなど、最新の映像技術等を活用したライブエンタテインメントの市場は拡大傾向にあります。

少子高齢化が進む国内及び県内の文化芸術振興のためには、このような新しいライブエンタテインメントを更に発展させ、若い世代を巻き込んだ取り組みを推進していくことが重要と考えます。

3. 県計画での位置づけ

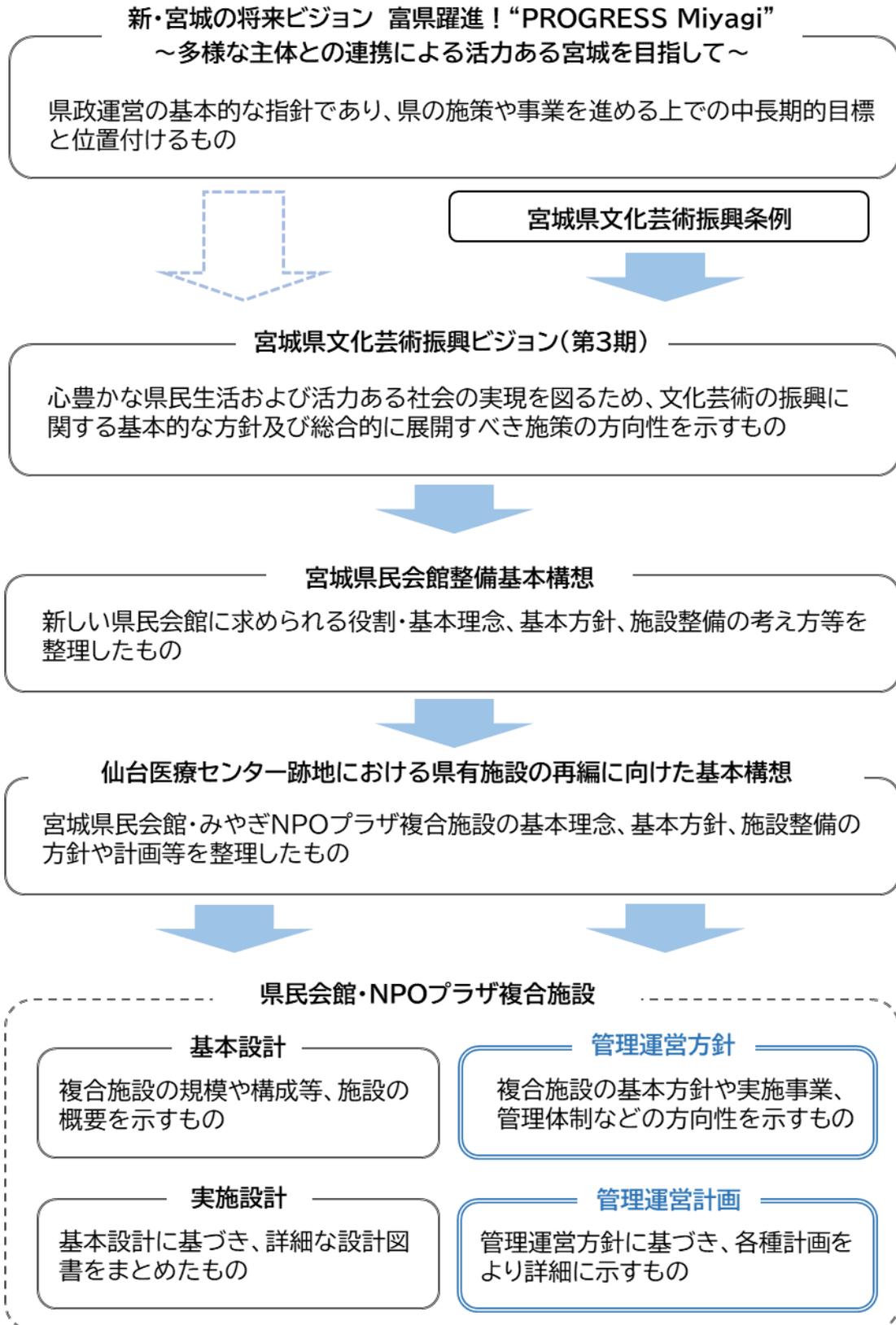
県の最上位計画である「新・宮城の将来ビジョン」において、一人ひとりがいきいきと豊かに生活できる環境をつくるため「芸術活動や地域文化の振興・継承、人材の育成など、県民が行う文化芸術活動を支援するとともに、誰もが文化芸術を創造・発表・享受し親しむことができる環境づくりを進める」としており、文化芸術振興に積極的に取り組むこととしています。

また、「宮城県文化芸術振興ビジョン(第3期)」では、「文化芸術は、人々に感動をもたらし、豊かな人間性を養い、人々が協働・共生する社会の基盤になるものである」とし、現代社会が抱える様々な課題解決に向け、関係機関と連携・協働し、文化芸術の力を活用した施策を展開するとしています。

宮城県民会館は、こうした施策を展開する重要な施設の一つであり、新県民会館は従来の役割を受け継ぎながら、これまで以上に県民の豊かな生活と県全体の発展に貢献できる施設を目指します。

本章は、これまでの検討経緯や関連計画、そして令和5年7月に策定した管理運営方針を踏まえ、新県民会館の管理運営に関する基本的な計画を定め、目指すべき姿や管理体制等をより具体的に示すものです。

<検討の流れ>



4. 県内の現状について

(1) 県内文化振興の現状と課題

県内各市町村に文化施設等は47施設ありますが、そのうち県民会館を含む16施設は仙台市に集中しています。また、仙台フィルハーモニー管弦楽団や様々な演劇集団をはじめとするプロ実演家団体、市民オーケストラ等のアマチュアの間組も盛んに行われていますが、いずれも仙台市内を拠点とする団体が多い状況です。

一方、えずこホール(仙南芸術文化センター)や登米祝祭劇場をはじめとする地域の文化施設を中心として、積極的に文化事業を展開しているエリアもあり、県内における文化芸術活動の土壌は一定程度形成されていると考えます。

県は、平成9年度より、「みやぎ県民文化創造の祭典(芸術銀河)」による公演やワークショップ等の文化事業に取り組んできましたが、今後は新県民会館が主体となり、各エリア及び施設の連携を強化し、全県的な文化力の底上げを推進していくことが求められます。

(2) その他県内の特徴

宮城県は東北地方の中で最も人口が多く、特に、仙台都市圏は東京へのアクセスの良さから、日常的に社会人や観光客が行き交う、交流人口の多いエリアです。また、県内には東北大学や宮城大学、専門学校などの教育機関・研究機関が集積しており、それに伴い、国内外から多くの学生が集まっています。

新県民会館においては、このような若い世代が集まる地理的優位性を大いに活かし、彼らが気軽にアートや最新エンタテインメントの世界に触れられる機会を構築していくことが重要と考えます。さらには、教育機関・研究機関との連携を図ることで、次代を担う文化施設人材の育成や、地域産業の活性化にも繋がると考えます。

5. 基本理念

■ アート×エンタテインメント×テクノロジー

- ・東北最高峰の文化芸術拠点として様々な芸術体験を展開する
- ・空間、演者・観客、テクノロジーの相互作用による、新しいエンタテインメントの発信に寄与する

■ 人材育成×活動支援×地域連携

- ・文化施設人材育成拠点として県内文化力のボトムアップを目指す
- ・県内文化芸術団体・文化施設などと連携し、県民が等しく文化芸術を創造・発信・享受・活用できる拠点を創出する

(令和2年 宮城県民会館整備基本構想から抜粋)

6. 運営の基本コンセプト

そこにしかない文化を創造し、共に育み、豊かな暮らしを次代につなげる

芸術、伝統芸能、生活文化などの文化芸術は、人々に楽しさや心の安らぎ、生活に潤いをもたらすものであり、さらには人々の感性を育て、他者への共感力を育むものです。

新県民会館は、県の文化芸術中心拠点として、また、東北最高峰の文化芸術拠点を目指して、裾野拡大と県内文化芸術環境の向上を両輪で進めていきます。さらに、県立の公共施設として、文化芸術にアクセスしにくい人々や地域へ主体的に働きかけ、それらの活動や連携を支援し、以下3つの視点から県内の文化力の底上げを図ります。

県内文化力底上げのための3つの視点

視点① みせる 開かれた劇場を目指して、様々な魅力あるプログラムを提供する

- 県立文化施設の責務を果たすべく、質の高いプロフェッショナルな作品の創造・発信や、最新テクノロジー等を活用した新しいエンタテインメントの誘致を行います。
- 時代の変化にも適応しながら、幅広い様々なプログラムを展開することで、県民誰もが文化芸術に親しむことのできる機会を創出します。

視点② 育てる 多様な発見と体験の機会を提供し、次代を担う人材を育成する

- 宮城の持続的な文化力向上のために、未来への公共投資の一環として、県内文化施設や大学・専門学校等と連携した文化施設人材育成を推進します。
- 参加型イベントやインターンシップなど、文化芸術活動・施設運営に関わる第一歩を踏み出すきっかけをつくり、文化芸術の裾野拡大に繋がります。

視点③ 広げる 複合施設の機能を活かし、交流・連携・共創・継承の活動を広げる

- 屋外やエントランスなど施設全体を有効活用し、公演が行われない日も様々な目的をもった県民で賑わい、新しい交流が広がる運営を行います。
- 県が抱える諸課題に文化芸術の側面から寄り添い、NPO 団体と連携しながらアウトリーチ活動やオンラインプログラムなど、誰もが文化芸術に触れられるサービスを提供します。

7. 運営計画の展望

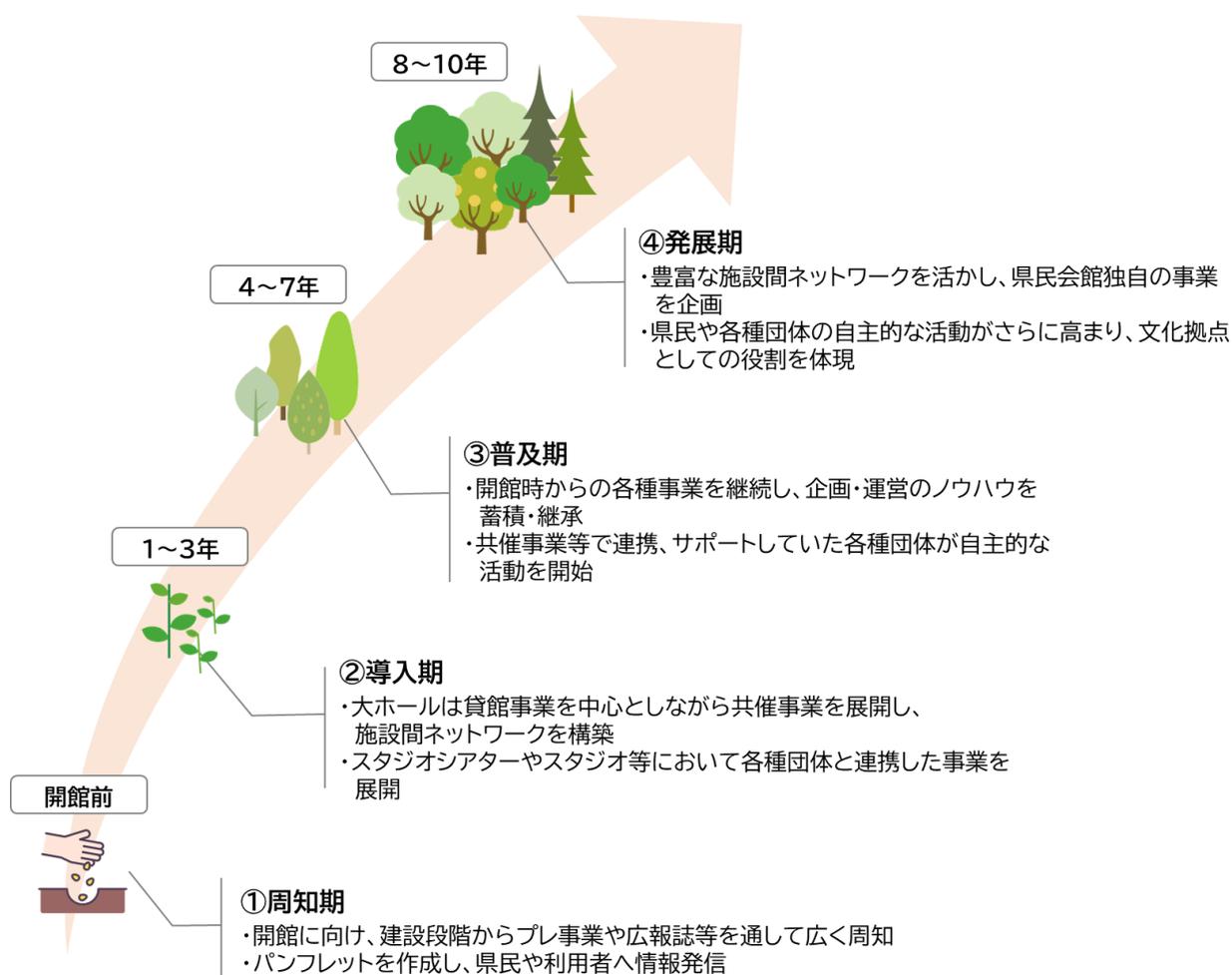
下記の展開イメージのとおり、開館後10年までを一つの区切りとし、基本コンセプトの体現、また、県全域における文化芸術環境の充実を図ります。

開館前後を「周知期」「導入期」と位置付け、プレ事業¹などの各種広報活動を行うと同時に、利用者に新しい施設の使い方を示すことで貸館の利用拡大に繋がります。また、文化施設や各種団体との共催等を通してネットワークを構築します。

開館4年目以降を「普及期」「発展期」とし、これまでの取組を継続しながら企画・運営のノウハウを蓄積・継承し、施設間ネットワークを活用して様々な取組を進めます。

そして、約10年かけて施設自らも成長しながら運営の基本コンセプトを体現し、県内の文化力の底上げを目指すとともに、次代を見据えた管理運営のあり方についても継続して検討していきます。

<新県民会館の運営展開イメージ>



¹ プレ事業（プレオープン事業）…開館前に新施設の周知や機運醸成を主な目的として行う事業

II. 事業計画

1. 基本的な考え方

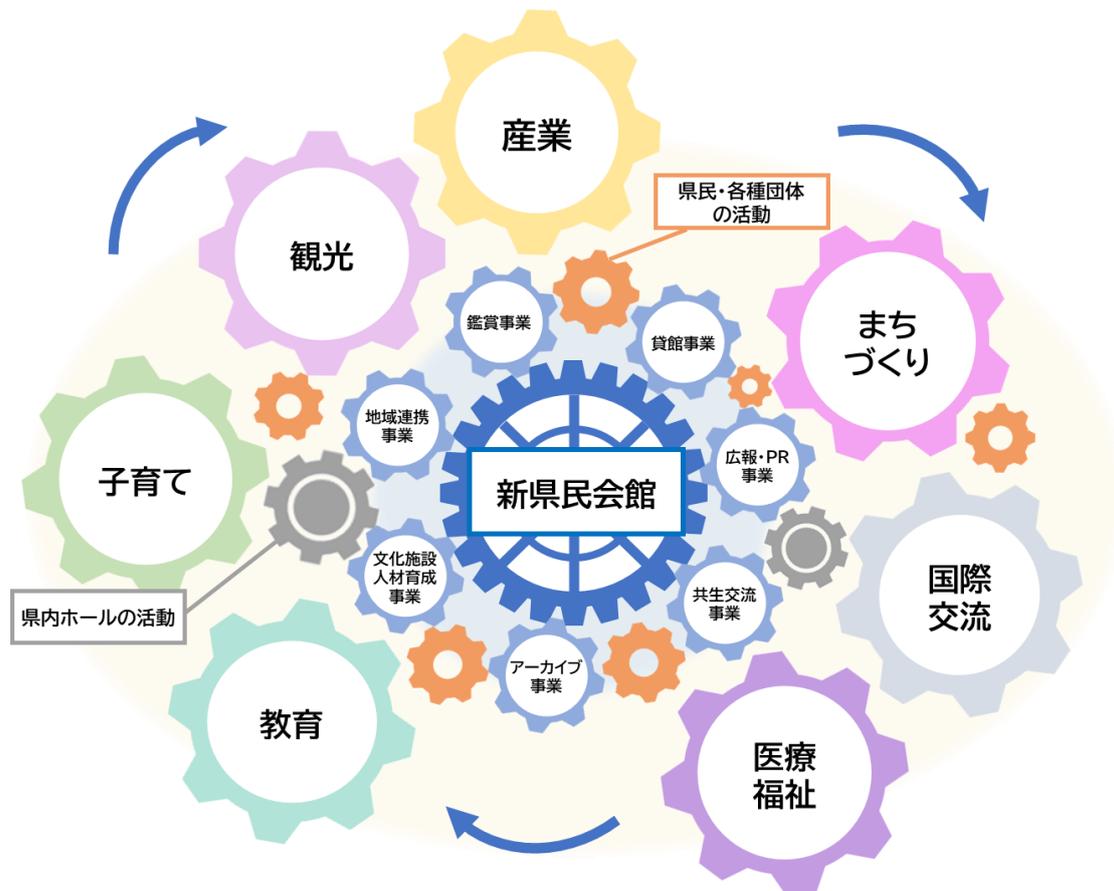
現県民会館は、約60年にわたり県民に多様な鑑賞機会を提供するとともに、県内文化団体等のハレの場としての役割を果たしてきましたが、文化芸術の更なる発展に向けては、これまでの役割に加え、多様な主体が様々な形で参画できる自主事業を展開することが重要です。

文化施設は、そこで行われる事業によって施設の性格やイメージが形成されることから、新県民会館においては、これからの文化施設にふさわしい事業の展開が求められます。

新県民会館の事業計画では、運営の基本コンセプトで示した3つの視点「みせる」「育てる」「広げる」を柱に、県民が文化芸術に触れる機会を提供すると同時に、長期的な視点に立った人材育成や地域連携の取組を通して、県内の文化力の底上げを目指します。

そして、新県民会館が起点となり、文化芸術を通して教育、医療福祉、観光など他分野まで活動が波及していくことで、県全体の活性化に繋がっていきます。

<新県民会館を原動力とした活動の波及イメージ>



2. 事業実施方針

(1) 事業の定義

新県民会館における事業の定義は以下のとおりです。基本コンセプトを体現するため、これまで以上に主体性と専門性をもちながら事業を展開します。貸館事業についても重要な事業の一部と考え、施設利用拡大・利用者の利便性向上を目指します。

<事業の定義>

事業区分		定義
自主事業	主催事業	県の文化振興の一翼を担うため、運営者が自ら企画して行う事業
	共催事業	複数の団体・機関が共同主催者となり、公演のコストやリスクを分担しながら実施する事業(共同企画・共同制作など)
貸館事業	優先貸館事業	これまでにない多様な鑑賞機会を提供するため、施設から積極的に営業し、先行受付などの制度を設けて公演を誘致する事業
	一般貸館事業	プロモーターや文化団体等に施設を貸し出し、県民の鑑賞機会や活動機会を提供する事業

(2)事業分類

「みせる」「育てる」「広げる」の3視点から自主事業と貸館事業の両輪で以下6つの事業を展開し、基本コンセプトの実現を目指します。

<事業分類案>

事業分類	内容
鑑賞事業 <みせる>	<ul style="list-style-type: none"> ・主催/共催公演をとおして、ポピュラー音楽やオペラ、バレエ、ミュージカルなどのほか、幅広い演目を上演 ・県内外の文化施設等と連携し、共同制作を実施 ・これまで県民が触れることの無かったプログラムを積極的に誘致 ・県民に多様な鑑賞機会を提供するため、プロモーターや実演団体等へ施設を貸し出す
文化施設人材育成事業 <育てる>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内文化団体や文化施設と連携し、広域的な育成事業を展開 ・舞台技術者や施設運営者等を対象とした研修、ワークショップ等を実施 ・県内文化施設の舞台技術者や施設運営者と共同で、若手実演家等を起用した公演を制作し、各種専門家の技能向上に繋げる
文化活動推進事業 <育てる・広げる>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内他施設や団体と連携し、あらゆる人々が集う地域に開かれた事業を展開 ・県民や県内文化団体に施設を貸し出し、文化活動を促進する ・県内文化団体等が施設を利用する際、舞台技術サポートや広報・票券・フロント等の支援を行い、県内の文化活動の底上げに寄与する
共生交流事業 <育てる・広げる>	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる人々が活動に参加・参画できる各種事業を展開 ・県全域でのフェスティバルや屋外イベント等を展開 ・NPOプラザと連携したワークショップやアウトリーチ等を実施 ・年齢や国籍、障害等の有無を問わず、施設を利用するすべての人にとって使いやすいサービスを提供
アーカイブ事業 <みせる・広げる>	<ul style="list-style-type: none"> ・主催公演やNPOプラザ等との共同事業などを記録・発信・継承 ・施設ホームページ等を通して、県内の文化活動や郷土芸能²の情報を発信
広報・PR 事業 <広げる>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なツールを活用し、施設知名度の向上、来場者・参加者を増やすための広報を展開 ・県の文化芸術中心拠点として、県内の取組を広く周知 ・友の会などの会員組織を立ち上げ、新県民会館のファン層を拡大

² 郷土芸能…各地の民間に伝承され、祭礼などで地元の人々によって演じられる芸能。民俗芸能。(広辞苑第七版より)

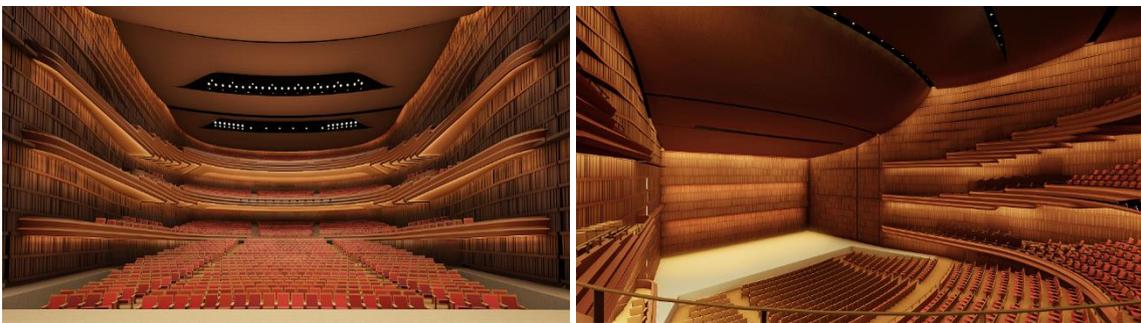
(3)想定する事業展開

①大ホール

国内外の著名アーティストによるポピュラー音楽や、オペラ、バレエ、ミュージカルをはじめとした各種公演及び大会・集会利用を想定し、上演形態の進化にも対応した多目的ホールとします。

<施設概要>

- 客席 約2,200席、3層構造(1階1,300席、2階400席、3階500席)
- ※車いす席、親子室を設置
- 舞台 四面舞台(主舞台:間口約18m×奥行18m)、昇降式オーケストラピット、脇花道



大ホールイメージ

<想定する事業展開>

事業分類	具体的なイメージ
鑑賞事業	<p>自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○買取型プログラム (例)オペラ、バレエ、ミュージカル ○制作型プログラム (例)国内文化施設等との共同制作 ※グランドオペラ共同制作への参画などを想定 <p>貸館事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優先貸館 (例)国内外上演団体・アーティストの大型公演の誘致 ○一般貸館 (例)プロモーターの公演利用、県内教育機関の定期演奏会や大会利用を想定 ※現県民会館大ホールの受け皿となることを前提としつつ、これまで実施できなかった演目等も想定
文化活動推進事業	<p>貸館事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般貸館 県内文化団体やアマチュア団体等が利用する際は、施設の有効活用及び技術の習得ができるよう、舞台技術や広報・票券・フロント等のサポートを行う

②スタジオシアター

演劇公演に適した形状を基本としながら、1階客席に可変装置を導入することにより、平土間形式へ変更することが可能であり、音楽ライブやダンスパフォーマンス、ファッションショーや各種イベント、最新技術を用いて創作された映像作品、美術作品とデジタル技術を組み合わせたアート展など、多様な表現芸術に対応します。

<施設概要>

- 収容 客席設置時 :最大約600席
スタンディング:最大約1,600人
- 舞台 主舞台:開口約18m×奥行14m
- 天井高 有効約11m
- ※1階客席後方の可動間仕切を開放することで、
ギャラリー及び屋外展示広場との一体利用が可能



スタジオシアターイメージ

<想定する事業展開>

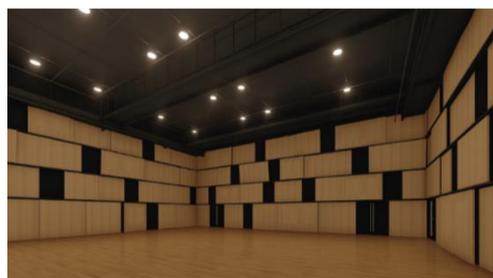
事業分類	具体的なイメージ
鑑賞事業	<p>自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○買取型プログラム (例)演劇、音楽ライブ、実験型コンテンツ ○制作型プログラム (例)県民会館オリジナルの小規模な制作 他施設や大学等と連携した実験型コンテンツの共同制作 <p>貸館事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優先貸館 (例)国内外の新進気鋭アーティスト公演の誘致 ○一般貸館 可動席の特性を活かし、ジャンルを問わず幅広い利用者への貸出を想定 また、ギャラリーとの一体利用時は、大規模な展示会・式典・催事などを想定 (例)興行演劇、ライブ、展示会、ダンス大会、MC バトル
文化施設人材育成事業	<p>自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内若手アーティストの合同制作・公演 (例)一定期間施設を貸し出し、制作活動・公演の場所を提供 ○文化施設人材育成ワークショップ・研修・講座 (例)舞台技術者などを対象とした実践的な制作ワークショップ
文化活動推進事業	<p>自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内各種文化団体との連携公演 (例)郷土芸能支援公演 ○県内音楽祭・演劇祭・展示会 (例)県内教育機関や文化団体等との連携イベント <p>貸館事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般貸館 県内文化団体やアマチュア団体等が利用する際は、施設の有効活用及び技術の習得ができるよう、舞台技術や広報・票券・フロント等のサポートを行う

③スタジオ

県民の活動拠点として、日常的な練習や稽古、小規模な発表会・展示会の場、各種ワークショップや、作品制作の場のほか、大ホール公演のリハーサル室としての利用や小規模公演も想定し、多様な利用形態に対応します。

<施設概要>

- 面積 約 460 ㎡(大ホール主舞台と同程度)
- 客席 最大約300席
- 天井高 有効約 7m



スタジオイメージ

<想定する事業展開>

事業分類	具体的なイメージ
鑑賞事業	<p>自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○制作型プログラム (例)一人芝居、寄席、ミニコンサート
文化施設人材育成事業	<p>自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内若手アーティストの合同制作・公演 ※スタジオシアターよりも小規模な公演を想定 ○文化施設人材育成ワークショップ・研修・講座 (例)アートマネジメント人材等を対象とした各種講座
文化活動推進事業	<p>自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内音楽祭・演劇祭・展示会 (例)県内教育機関や文化団体等との連携イベント ○県内の大学や専門学校等との連携プロジェクト (例)研究の発表会や展示会など <p>貸館事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般貸館 県内文化団体の日常的な活動の場として提供 (例)合同練習、展示会、音楽教室等の練習や発表会 <p>また、県内文化団体やアマチュア団体等が利用する際は、施設の有効活用及び技術の習得ができるよう、舞台技術や広報・票券・フロント等のサポートを行う</p>
共生交流事業	<p>自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民向けの各種参加型講座・ワークショップ (例)周辺住民や子どもが楽しめる参加型イベント、コミュニティ形成や参加者交流を目的としたプログラム ○教育機関や福祉施設、福祉団体等との連携プロジェクト (例)子どもや高齢者、障害のある方などを対象とした小規模なイベント

※その他、大ホールにおける鑑賞事業のリハーサルや控室、楽屋として提供する

④ギャラリー

絵画や写真、彫刻等の作品展示のほか、これらと映像や音楽を組み合わせた作品など、先端技術を活用した次世代作品の展示にも対応します。

<施設概要>

- 面積 約1,100㎡
(1階:約600㎡、2階:約500㎡)
- 天井高 1階 3.85m、2階3.0m
- ※移動間仕切りにより1、2階共に2分割での利用が可能
- ※1階ギャラリーはスタジオシアター及び屋外展示広場との一体利用が可能



ギャラリーイメージ

<想定する事業展開>

事業分類	具体的なイメージ
文化活動推進事業	<p>自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内巡回展 (例)県内文化施設と連携した共同巡回展の開催 <p>貸館事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般貸館 県民創作活動の発表会や美術に関する各種展覧会、また、プロジェクターを用いたアート展などの貸出を想定 (例)絵画展、書道展、展示会、インスタレーション³、アーティスト・トーク、アートパフォーマンス、インタラクティブアートなど <p>また、県内文化団体やアマチュア団体等が利用する際は、施設の有効活用及び技術の習得ができるよう、展示備品の使用方法や展示レイアウトの助言、広報・票券・フロント等のサポートを行う</p>

³ インスタレーション…特定の空間にさまざまな物体を配置して、その空間全体を作品とする手法。また、その作品。(広辞苑第七版より)

⑤その他

開かれた劇場として、ホールや諸室以外の共用スペースも有効活用し、自主事業、貸館事業ともに多様な使い方による賑わいを創出します。

<具体的なイメージ>

場所	内容
エントランス・交流ひろば	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者が気軽に楽しめる参加型イベント ・ロビーコンサート ・マルシェ、フリーマーケット ・展示会
屋外広場	<ul style="list-style-type: none"> ・野外コンサート ・野外シネマ ・パブリックビューイング ・マルシェ、フリーマーケット ・ヨガイベント
全館	<ul style="list-style-type: none"> ・全館インスタレーションイベント ・音楽祭、演劇祭、全館フェスティバル ・バックステージツアー ・専門学校や大学、県内施設等と連携した研修
県内他施設	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>アウトリーチ事業(体験・創作型ワークショップ等)</u> ・<u>県内他施設を会場とした各種人材育成研修、講座</u>
その他	<p>アーカイブ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催公演、活動内容の記録収集・映像アーカイブ配信 ・郷土芸能の情報収集、HPでの発信 ほか <p>広報・PR 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報誌やHPを通して県内施設の取組や魅力の紹介 ・協賛企業募集事業、会員組織の設立 ほか

3. プレ事業・オープニング事業等の方針

(1) プレ事業

新県民会館の整備を広く県民に周知すると同時に、これまで文化芸術に関心の低かった方々にも期待感を持っていただけるようプレ事業の実施を検討します。

<プレ事業の目的>

- ① 施設広報、施設営業による情報を発信し、認知度を高める
- ② 新しい施設に対する関心や理解を高め、機運醸成を図る
- ③ 施設職員の経験やノウハウの蓄積、開館に向けた課題の整理と解消

<具体的なイメージ>

時期	取組	主な効果
着工前	・敷地見学会 ・設計者講演会	・施設計画への参画意識の醸成 ・新県民会館への理解の深化
建設工事中	・建設現場ツアー ・定点カメラ設置 ・仮囲いアートイベント	・完成までの期待感の高揚 ・施設の認知度向上
開館数カ月前	・施設見学会 ・開館前イベント	・新県民会館への疑問解決 ・利用に向けた期待感の高揚 ・施設職員のノウハウ蓄積
開館時	・開館記念式典 ・こけら落とし公演	・県内外への施設広報、アピール

(2) オープニング事業

開館から一定期間を「オープニング期間」と位置づけ、様々なイベントを通して各機能の使い方を知り、施設の利用促進に繋がります。

大ホールでは著名アーティストによるコンサートをはじめとした大型公演、スタジオシアターやスタジオでは県内文化団体等と連携したイベントの実施など様々な企画を検討します。

(3) 現県民会館閉館イベント

プレ事業やオープニング事業だけでなく、長年にわたり県民に愛されてきた現県民会館との思い出作りの一環として、「閉館イベント」も併せて検討します。具体的には、さよならコンサートや写真展、メモリアルグッズの作成・販売などが挙げられ、今後詳細に検討を進めます。

III. 広報宣伝計画

1. 基本的な考え方

新県民会館の開館に向け、計画段階から継続的に情報発信していくことが重要と考えます。

①施設整備概要・運営方針の周知、②施設の知名度向上、③貸館利用促進、④施設へのアクセシビリティ⁴向上、を基本的な考え方とし、幅広い世代に情報が届く広報宣伝計画を検討します。

また、開館後は利用料金収入や自主事業収入の増加、更なる利用促進のため、定期的に広報宣伝の方策を見直します。

2. 開館に向けた広報宣伝

開館に向けた広報宣伝の具体的なイメージは以下のとおりです。先に記載したプレ事業の他に様々なツールを活用し、常に話題を提供できるよう検討を進めます。具体的な方策や実施スケジュールについては今後詳細な検討を進めます。

<具体的なイメージ>

時期	内容イメージ
開館 4 年前～3 年前	・県公式ホームページでの定期的な情報掲載 ・プレ事業[第 1 弾]の実施 ・SNS などを活用し、建設現場の様子や準備状況、イベント内容を定期的に発信
開館 2 年前～1 年前	・新県民会館単独の特設ホームページ開設 ・VR や 360°カメラ等を活用したバーチャル映像の公開 ・プレ事業[第2弾]の実施 ・愛称やロゴ・シンボルマークの募集 ・仮パンフレットの作成・配布 ・施設構成、機能、料金、利用案内などを掲載した本パンフレットの作成・配布 ・マスコミやプロモーター等を対象とした施設利用者への事前説明会の実施 ・オープニング事業のラインナップを掲載した冊子の作成・配布 ・会員組織・サポーター組織等の立ち上げ
竣工～開館まで	・現県民会館利用者への内覧会、利用説明会 ・お試し利用イベント、来場者誘導等のシミュレーション実証テストの実施
開館年	・オープニング事業の実施 ・開館記念式典の実施

⁴ アクセシビリティ…情報やサービスを障害者や高齢者を含む誰もが不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すもの。文化施設においては公演情報やチケット予約・購入サービス、公演当日の各種サービスなどを指す。(日本大百科全書、「劇場・音楽堂等アクセシビリティ・ガイドブック」公立文化施設協会より)

3. 会員組織・サポーター組織等について

新県民会館のリピーターづくり・ファンづくり・集客力向上のため、他施設の事例等を参照しながら新県民会館に適した仕組みづくりを検討します。

また、普及事業の一環としてサポーター組織についても併せて検討します。施設サポーター同士が新県民会館で交流の機会を生み、施設・事業の周知に繋がるよう検討します。

IV. 組織計画

1. 基本的な考え方

新県民会館の運営組織は、長期的な視点を持って事業の企画・運営や施設運営に取り組み、運営の基本コンセプトを体現できる組織であることが必須です。そのためには、公演等の企画制作、施設や設備の運用等に必要な専門的人材を安定的に擁し、人材の養成による組織自体の成長はもちろん、時代に応じた展開を行えるよう、持続性と発展性のある施設・組織運営体制が求められます。

2. 運営主体のあり方について

(1) 運営主体の要件

新県民会館は、これからの宮城の文化芸術振興に貢献する文化芸術中心拠点としての役割が求められます。そのため、単独の施設運営の視点のみならず、新県民会館運営に軸足を置きながら、広い視野を持って県域の文化芸術振興や普及活動に取り組める運営体制が必要であり、その要件は以下のとおりです。

① 県との連携

県の文化政策を理解し、その担い手として県の文化芸術振興に積極的に取り組むことができる組織であること。

② 県内市町村、文化施設、文化団体等との連携

県内市町村や文化施設等との事業面・運営面における連携が行え、県全体の文化芸術振興に貢献できる組織であること。

③ 国内の文化施設等との連携

国内類似施設等と連携し、効率的・効果的な事業が展開できるなど、多様な協業形態に対応可能な組織であること。なお、開館当初においては、次の要件も求められます。

④ 新県民会館のスムーズな開館に適応できる組織

新県民会館の目指す姿を理解し、開館に先駆けて生じる様々な施設準備、実施事業企画などの業務に取り組み、円滑に開館を迎えることができる体制を整備できること。また、現県民会館の利用者がこれまでどおり活動を継続できる体制を整備できること。

(2) 運営手法

公の施設を管理運営する手法は、「直営」と「指定管理者制度」に分類されます。新県民会館においては、ホール機能を有する複合文化施設という特色を鑑み、また、施設の設置効果の最大化を図るため、指定管理者制度を導入します。そして、専門的人材による充実した事業展開、施設運営を目指します。

(3)指定管理者の要件・選定

新県民会館が本県の文化芸術中心拠点としての役割を果たしていくため、指定管理者には県の文化政策との連携に加え、他の県内文化施設や県内文化団体との繋がりが求められます。

また、大ホールを始めとした各機能を安定的に、かつ高い稼働率で運営していくことも求められ、館運営の実績を有しているだけでなく、プロモーターや各種団体とのネットワークを有していることも必須です。

なお、新県民会館は、現県民会館と比較してスタジオシアターやギャラリー等の機能が追加されるほか、人材育成や地域連携、共生交流等を推進していくための事業が大幅に拡充されることから、開館に向けては、組織体制づくりも含めて県と一体となった入念な準備が必要となります。

このことから、令和5年7月に策定した管理運営方針において、宮城県の外郭団体として県の文化政策との一体性・連携を図ることができ、また、県民会館の運営で培ってきた経験や構築してきたネットワークを有する公益財団法人宮城県文化振興財団を非公募で開館当初の指定管理者に選定することを決めました。

県と財団が連携して開館準備に着手し、プレ事業・オープニング事業を含めて円滑なスタートを切ることができるよう、準備を進めてまいります。

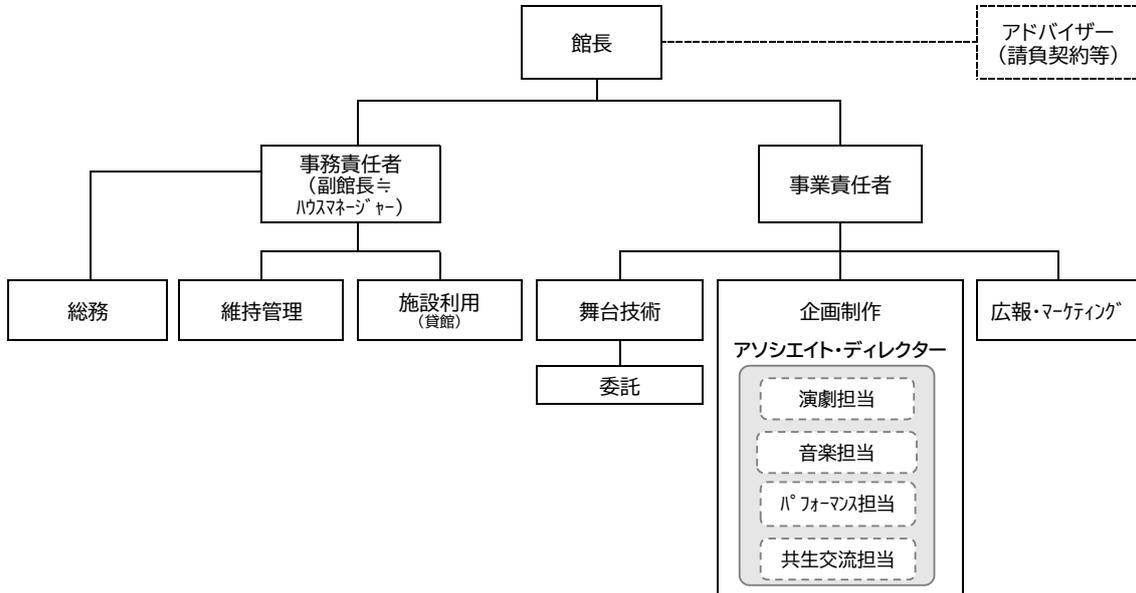
3. 組織体制

(1)組織体制づくりの方針

施設を適切に運営し、更に積極的に事業を展開し、利用者へのサービスを充実させていくためには、これまで以上に多様な専門的人材の配置が求められます。今後、事業規模や事業展開、施設運営に係る詳細な検討を行いながら、開館準備段階における適したタイミングで、企画や施設運営などの事業を行うために必要な能力を有した専門的人材の効果的な配置と充実を図り、開館に向けた様々な準備業務とともに運営組織の体制づくりを進めます。

(2)組織体制イメージ

新県民会館の組織体制イメージ及び必要な職能は以下のとおりです。



<各部門の概要>

職能・部門	主な業務内容等
館長	芸術面だけでなく、施設管理や経営に関する見識を持つ劇場運営全般の最高責任者
アドバイザー	年に数回の会議や必要に応じた意見交換を通して施設運営や事業に関する助言を行う外部有識者
総務	労務管理や庶務業務などの経理管理業務を担う部門であり、必要に応じて他部門の事務サポートを行う
維持管理	ビルメンテナンスや清掃衛生管理、保安警備管理等を担う部門であり、職員は委託業者の契約管理や調整等を行う
施設利用	施設の窓口として、プロモーターや県民団体等への貸出し業務を行う部門であり、利用者とコミュニケーションを取りながら施設サービスを提供する
舞台技術	舞台機構、照明、音響、映像等の操作や日常管理、利用者への技術アドバイス等を行い、自主事業時はデザインやオペレーション等を担う
企画制作	アソシエイト・ディレクターとともに企画・制作を担う部門であり、舞台芸術を中心としたプロデュースの知識・経験を活かしながら独自性ある事業を展開する
アソシエイト・ディレクター	県内で活動している若手アーティストを任命(数年単位で入れ替え)し、企画制作スタッフと協働でスタジオシアターやスタジオ等での事業の企画・制作を行う
広報・マーケティング	広報業務のほか、マーケティング業務や施設の利用促進及び外部資金調達のための営業を行う

(3)所掌業務

新県民会館において、運営主体が行う業務は以下のとおりです。施設全体を有効活用し、各種事業を円滑に推進するためには部門間の連携が重要と考えます。部門間の連携・調整役は、対外的な業務が多く、客観的な視点を備える広報・マーケティング部門が担うことを想定します。

<所掌業務>

▼組織体制図に記載の各部門

		総務	維持管理	施設利用	舞台技術	企画制作	広報・マーケティング
		◎ ……主担当	○ ……副担当(兼任)				
主な所掌業務		担当					
全体	県内外の他施設との調整・連絡			○	○	○	◎
	関係機関との会議、視察対応			○	○	○	○
	危機管理	◎	◎	◎	◎	◎	◎
総務	契約関係、公印の管理、労務管理	◎					
	庶務業務(消耗品の管理・発注など)	◎					
	使用料等の出納	◎					
	外部委託管理	◎					
貸館対応	貸館日程管理、抽選対応			◎			
	見学・下見、事前打ち合わせ、当日対応			◎	○		
	鍵の貸し出し管理			◎			
	施設利用の準備対応			◎	○		
窓口対応	来館者への施設案内、資料配布			◎			
	各種申請書・使用料の受け取り			◎			
	チケット販売			◎		○	○
広報・マーケティング	自主と貸館のバランス調整や施設有効活用の戦略立案(営業、広報等)			○	○	○	◎
	機関誌発行、HP管理			○		○	◎
	施設周知のための広報宣伝の企画、実施			○			◎
	事業周知、券売促進のための広報宣伝の企画、実施					◎	◎
	友の会運用、寄付者開拓の計画実施					○	◎
企画制作	年間事業計画の作成					◎	
	事業の企画					◎	
	稽古場の確保、稽古立会い(制作型事業)			○	◎	◎	
	補助金、助成金獲得のための申請、調整					◎	○
	チケットの販促、販売状況管理			○		◎	○
地域連携対応	学校・大学等との連絡協議				○	◎	○
	アウトリーチ対応				○	◎	○
舞台技術	見学・下見、事前打ち合わせ対応			○	◎		
	使用時の立ち会い、仕込み、操作など				◎		
	使用前後の原状確認、設備・備品の日常点検				◎		
	特殊設備の定期点検立ち合い				◎		
	主催・共催公演等におけるプランニング、オペレーション、舞台進行				◎		

(4)職員数の想定

必要な職員数については、同規模施設の状況や近年の働き方改革に配慮しながら検討を行います。開館時点の事業規模・内容や運営方針に基づいた体制で施設運営をスタートさせ、その後、施設の稼働率や事業の実施状況に応じて段階的に人員の増強を図ります。

開館8～10年の発展期における必要な職員数(外部委託は含まない)は以下のとおりです。(他館の事例をみても運営が安定する以前は人数の増減が想定され、特に開館準備から数年間は発展期を上回るスタッフ数が必要となることが考えられます。)

役職	人数	人数内訳やシフトの考え方
館長	1	・開館時間内は事務所に最低1名配置
事務責任者 (副館長≒ハウスマネージャー)	1	
事業責任者	1	
アソシエイト・ディレクター	4	・非常勤を想定 ・数年単位でメンバー入れ替え
総務	5	・責任者1名、担当4名 ・開館時間内は事務所に最低1名配置
施設利用・窓口対応	10	・責任者1名、担当9名(+派遣職員数名) ・各ホールやスタジオの同時利用(特に仕込み・本番・バラシ)があった場合、それぞれ2名体制で対応
広報・マーケティング	6	・責任者1名 ・担当5名 (チーフ1名、広報担当2名、デザイン担当1名、営業1名) ・必要に応じて事務サポートを行う ・自主事業本番日名体制で対応
企画制作	9	・責任者は事業責任者と兼任 ・企画制作担当9名(うちアウトリーチ担当2名) ・1事業2～3人体制とし、月3事業の同時進行を想定 ・自主事業本番日以外は、必要に応じて事務サポートを行う
舞台技術	10	・責任者(テクニカルディレクター)1名 ・舞台機構2名、音響3名、照明3名、映像1名 ・貸館利用がある日は、シフト制で対応する(+委託) ※自主事業本番時は終日対応も想定される
合計	47	

V. 施設利用計画

1. 基本的な考え方

施設利用計画においては「利用者が使いやすい施設」となるよう検討を進めます。なお、規則・利用料金の検討にあたっては、類似大規模施設及び仙台市内施設を参考とします。

<有償貸出しする施設>

諸室名	概要
大ホール	約2,200席
スタジオシアター	最大約600席(スタンディング時 最大約1,600人)
スタジオ	最大約300席、約460㎡(大ホール主舞台と同程度)
ギャラリー1・2	ギャラリー1…約600㎡、天井高3.85m ギャラリー2…約500㎡、天井高3.0m
交流ひろば1・2	貸出面積について詳細検討予定 ※ホールの催事状況によって利用の制限あり
アトリエ1・2	70㎡×2
練習室1～5	練習室1…55㎡、練習室2…30㎡、練習室3…35㎡、 練習室4…35㎡、練習室5…90㎡
会議室1～3	約200㎡、最大約100名収容(3分割で利用可)
和室1～3	18畳×3(一体利用可)
屋外展示エリア	貸出面積について詳細検討予定
芝生広場	貸出面積について詳細検討予定
託児室(兼子どもエリア)	貸出面積について詳細検討予定 ※ホール主催者の利用がない場合、子どもエリアとして貸出し予定
駐車場	利用料金や貸出回数について詳細検討予定

2. 利用規則の基本方針

(1) 休館日

現県民会館の休館日は「第2水曜日、12月28日から1月4日まで」となっています。現状の考え方を基本とし、近隣の類似施設と休館日が重ならないよう配慮します。

(2) 開館時間(施設利用時間)

類似大規模施設や市内施設と同様の開館時間(9:00～22:00など)とします。受付時間については近隣大規模施設や市内施設と同様にすること、また職員の労働環境を鑑みて現状よりも短縮する方針とします。公演に伴う搬入、仕込み、撤去等のための時間外利用については、近隣住民・近隣施設へ迷惑が及ばない範囲で、柔軟に対応できる運用とします。

(3) 貸出区分・時間設定

近隣大規模施設や市内施設と同様の時間設定(午前/午後/夜間/午前午後/午後夜間/全日)とします。スタジオや会議室など練習で使用される部屋については時間貸し、交流ひろばなどのオープンスペースについては㎡単価貸しとするなど柔軟なルールを検討します。

(4) 申込開始時期

ホールについては、近隣大規模施設や市内施設と同様の時期(13ヵ月前から予約開始など)とします。

ホールやスタジオシアターで本番利用の予約がない日は練習利用の予約を受け付けたり、会議室や練習室等については前日まで予約を受け付けたり、施設の有効活用及び利便性の向上を図ります。

また、公演の主旨が基本理念の「アート×エンタテインメント×テクノロジー/人材育成×活動支援×地域連携」に合致し、誘致の意義がある公演と判断される場合は優先貸館事業として先行受付を行い、県民に多様な鑑賞機会を提供します。

(5) 利用決定方法

利用希望日が重複した場合、現県民会館では大ホール利用調整会議にて抽選を行っています。現行の運用を踏まえながら、より多くの利用機会を提供できるよう適切な方法を検討します。

(6) 連続利用日数

施設の利便性向上のため、連続利用を可能とします。例えばギャラリーについては長期展示会等を想定し連続して10日間以上利用できるようにするなど、施設ごとに適切な連続利用日数の設定を検討します。

3. 利用料金の基本方針

新県民会館においては、利用料金制度を採用することでより充実した施設運営を目指します。利用料金収入を重要な財源の一つと捉え、受益者負担の考え方を基本に適切な料金設定を検討します。

(1)施設利用料金

①大ホール

教育機関から県内文化団体、プロモーターなど幅広く利用していただくため、「準備・練習／本番」や「平日／土日祝日」、「入場料ごとの料金設定」など段階的な設定を行います。大ホールについては、「1階席のみ」、「1階～2階席のみ」など、客席の一部を使用した場合の料金設定を設けます。

②スタジオシアター

可変型のスタジオシアターについては、客席利用時／スタンディング時で区別した料金設定を行います。また、大ホールと同様に「準備・練習／本番」や「平日／土日祝日」、「入場料ごとの料金設定」など段階的な設定を行います。具体的な料金設定については、施設規模やスペックが類似している他施設の事例を参考にしながら検討します。

③スタジオ

仙台市内施設の事例を参考にしながら県民が利用しやすい料金設定を検討します。また、「準備・練習／本番」や「平日／土日祝日」、「入場料ごとの料金設定」など段階的な設定を行います。

④ギャラリー1・2

様々な用途に応じた貸出しができるよう、分割利用だけでなく「スタジオシアター＋ギャラリー1＋屋外展示エリア」、「ギャラリー1＋2」などの一体利用を想定します。貸出し区分はホールと同様に3区分を前提とします。

⑤アトリエ・練習室・会議室・和室

市内施設を参考にしながら県民が利用しやすい料金設定を検討します。会議室と和室については複数諸室の一体利用を可能とします。

⑥交流ひろば・屋外展示エリア

大ホールやスタジオシアターの催事状況及び待機列等に影響がない場合、交流ひろばと屋外展示エリアの貸出を行います。小規模利用、短時間利用など、様々なニーズに応じた料金設定を検討します。

⑦芝生広場・その他フリースペース

芝生広場や壁面などのフリースペースについては共用部の機能と催事を両立できるよう、貸し出しを行うエリアを設定します。フリースペースのイベント利用を促進し、常ににぎわいある施設となるよう、利用しやすい料金設定を検討します。

(2)附属設備利用料金

現県民会館は1区分ごとの料金を設定していますが、煩雑な料金計算とならないよう、他施設の事例を参考にしうえて簡素化を目指します。

(3)冷暖房利用料金

現県民会館は基本利用料と別に冷暖房料金を設定しています。煩雑さを避けるため、また、年間を通して快適な施設を提供するため、基本利用料に含めた料金設定を検討します。

(4)附属駐車場

駐車場の営業時間や料金設定については、近隣の大型駐車場の事例を参考にしながら検討します。

VI. 収支計画

1. 基本的な考え方

新県民会館の運営に当たっては、①運営コストの削減、②運営主体への明確な要求水準の作成、③外部資金の獲得を基本的な考え方とし、健全な施設運営が維持できる収支計画を検討します。

<収支構造イメージ>

収入	施設貸館料金収入	指定管理費	自主事業入場料収入	その他の収入
	施設・備品の貸出料金	運営管理に係る総経費から施設貸館料金収入および自主事業入場料収入・その他の収入を差し引いた金額		チケット代・参加料等

支出	人件費	維持管理費				事業費
		管理費	光熱費	事務費	修繕費	
職員給与等	設備点検、清掃、警備等の費用	電気、水道、ガス等の使用料	通信費、消耗品費等	小規模修繕の費用	自主事業経費	

2. 収支試算(概算)

事業計画、組織計画、施設利用計画等の内容を踏まえて収支試算を行います。類似大規模施設の実績は以下のとおりです。

<類似大規模施設の収支実績>

施設名		京都府会館 ロームシアター京都 (R4)	新潟市民 芸術文化会館 (R4)	神奈川県民ホール 本館 (R4)	滋賀県立芸術劇場 びわ湖ホール (R4)
延床面積		20,959 ㎡	25,099 ㎡	28,477 ㎡	29,264 ㎡
施設構成		大ホール 2,005 席 中ホール 716 席 小ホール 200 席	大ホール 2,000 席 劇場 903 席 能楽堂 387 席	大ホール 2,493 席 小ホール 433 席 ギャラリー	大ホール 1,848 席 中ホール 804 席 小ホール 323 席 リハーサル室
支出	人件費	約 3.1 億円	約 1.5 億円	約 8.6 億円	約 3.4 億円
	維持管理費 (委託費込)	約 4.0 億円	約 4.1 億円		約 5.9 億円
	事業費	約 3.1 億円	約 6.5 億円	約 1.7 億円	約 4.9 億円
収入	利用料金収入	約 3.4 億円	収受代行制	約 2.5 億円	約 1.6 億円
	自主事業収入 (入場料収入)	約 2.1 億円	約 3.0 億円	約 0.2 億円	不明
	指定管理料 (自治体負担金)	約 3.7 億円	約 8.2 億円	約 6.2 億円	約 9.0 億円
	その他収入	約 1.0 億円	約 1.4 億円	約 1.2 億円	約 3.6 億円

※各施設の報告書や年報等の公開資料を参照しています。

※四捨五入した大まかな数字を記載しているため、実際の収支額とは異なります。

3. 外部資金の獲得

(1) 県が行う資金調達

整備段階より企業版ふるさと納税や企業協賛金、ネーミングライツ等をとおして資金調達を行い、開館に向けた施設整備や開館準備、さらには開館後の施設維持費、周年事業等への活用を図ります。

(2) 運営者が行う資金調達

多彩な自主事業の展開や戦略的な施設営業をとおして稼働率を高めることで、入場料収入や利用料金収入等の増収を図るとともに、積極的な外部資金の獲得にも努めます。

そのために、広報・マーケティング担当を中心に新県民会館のファンづくりや県民・企業との信頼関係構築に繋がる活動を展開します。

<想定する外部資金の一例>

企業協賛金・オフィシャルスポンサー(事業単位、施設運営全般)、県以外からの公的助成・補助金、クラウドファンディング、マンスリーサポーター制度、オンライン寄付、チャリティイベント ほか

VII. 運営評価

本県の「指定管理者制度運用指針」では、「県は指定管理者から提出される事業報告書を基に、毎年度の活動内容を評価して、翌年度以降の効率的、効果的な施設管理に活かす。」とされており、現県民会館は、指定管理者の自己評価と所管課評価により分析を行っています。

新県民会館においては、施設が県民の生活をより豊かなものにできているか、宮城の子どもたちにどのような影響を与えたのかなど、定性的なエピソードとあわせた評価が求められると考えます。

今後、観客アンケート調査、インタビュー調査など独自の事業評価や第三者評価制度の導入など他事例を参考にしながら、職員の意識向上や運営改善に反映できる評価方法を検討します。

VIII. その他運営に関する留意点

(1) 中長期修繕について

開館から10～15年が経過すると、長期休館を伴う更新・改修工事が必要と考えます。施設の「安全性と安定性」が損なわれることが無いよう、計画的に耐用年数・更新時期・更新費用等を整理し、必要経費の予測と平準化を行います。

また、機器の進化を反映するとともに利用者ニーズやホスピタリティの向上に繋がる計画を検討します。

(2) インクルーシブ対応

新県民会館は、県立の文化芸術中心拠点として、日常的に県民会館を利用しているだけでなく、様々な理由で文化芸術に触れる機会の無い県民にも配慮した運営を行います。

<具体的な取組イメージ>

- ・職員に対するインクルーシブ教育の推進
- ・NPO 団体等と連携したインクルーシブコンサートなど誰でも一緒に楽しめるプログラムを実施
- ・誰でも公演の情報を入手したり、イベントに参加したりできるよう、アクセシビリティに配慮した運営サービス(ユニバーサルデザインに配慮したサイン計画、客席案内、鑑賞時の情報サービスなど)の提供。

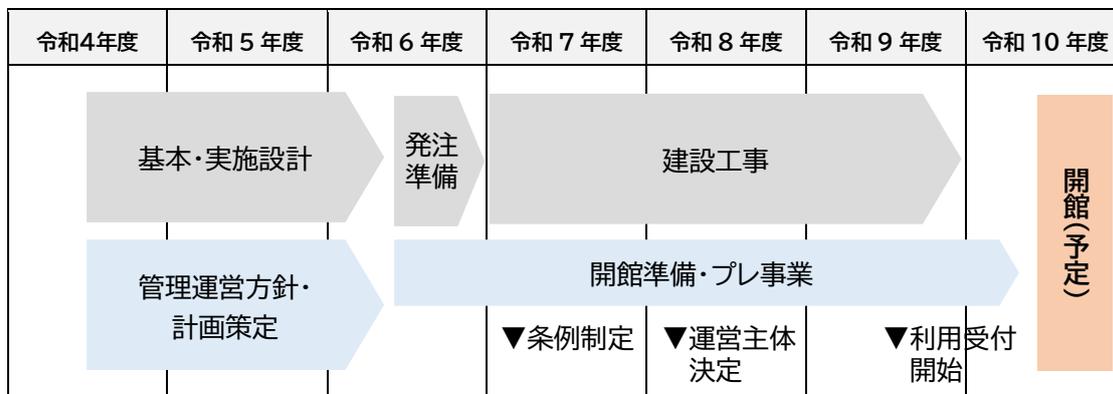
(3) DX 時代への対応

アソシエイト・ディレクターなどの一部の職員については在宅勤務を可能とするなど、DX 時代に対応した柔軟な勤務体制を検討します。

また、デジタルネイティブの子どもや若い世代の関心を高め、これまで文化芸術に関心が薄かった方にも施設を認知してもらう一つの方策として、オンライン配信や最先端コンテンツ等に対応したインフラ整備、管理体制を検討します。

併せて、チケット予約や電子チケットシステムについても、最新動向を踏まえながら検討を進めます。

IX. 開館までのスケジュール



第3章 宮城県民間非営利活動プラザ

I. 基本コンセプト

1. NPOを取り巻く国の動き

平成10年12月に特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、特定非営利活動促進法が施行されました。

平成23年6月には、特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)の法人数も増加し社会に定着してきて、NPO法人の社会的重要性の高まりを背景としながら、法人の財政基盤強化につながる措置等を中心とした大幅な法改正が行われました(平成24年4月1日施行)。これにより、NPO法人が市民の身近な存在として、多様化する社会のニーズに応じていくことがますます期待されています。

また、復興支援や被災者支援等を行うNPO法人等の基礎的能力強化を図るための取組や、NPO法人等による東日本大震災の被災地の復興等に向けた取組を支援することにより、高い運営力を有するNPO法人等を育成し、中長期的な被災地の復興や被災者の支援の促進が図られてきました。

こうした状況の中、新たに整備するみやぎNPOプラザ(以下「新みやぎNPOプラザ」という。)においても、東日本大震災を契機に、より地域課題の解決のための新たな担い手としての役割が高まっているNPOと多様な主体との連携・協働の機会を創出することが求められると考えます。

2. NPOを取り巻く現状と課題

昨今、住民が互いに助け合う相互扶助の機能を有し、地域社会の基盤となってきた地域コミュニティが、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化、個人志向の高まりや価値観の多様化等により、地域内の連帯感が薄れ、活力が低下するなど、地域コミュニティの希薄化が懸念されています。また、東日本大震災の被災地においては、これまでの地域コミュニティが崩壊し、新しい環境でのコミュニティの再構築が課題となっています。

一方、東日本大震災を契機に、住民が互いに助け合いながら、地域の課題を主体的、自立的に解決しようという意識が高まり、NPOの活動やボランティア活動に対する有効性・必要性が再認識される中で、東日本大震災以降も各地で頻発する大規模な自然災害の被災地では、多くのNPOやボランティアがこれまでの経験を生かして復旧・復興支援活動に取り組んでいます。

社会的・公益的な活動に取り組む団体は、NPO法人や市民活動団体のほか、一般社団法人及び一般財団法人にも広がりを見せ、ソーシャルビジネスや企業の社会的責任(CSR)の一環として社会貢献活動に取り組む企業も多くなっている中で、住民ニーズの多様化や様々な社会的課題の発生により、現場の実情に即した柔軟かつ機動的なサービスの提供が求められ

ており、NPO は、従来の公共サービスでは十分に対応できなかった課題に対して成果を上げるなど、その役割は大きくなっています。

3. 県計画での位置づけ

県の最上位計画である「新・宮城の将来ビジョン」において、県政運営の基本理念として「富県躍進！PROGRESS Miyagi”～多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して～」を掲げており、これまで以上に県民、企業、NPO、大学・研究機関、行政など、多様な主体と参画、連携・協働しながら、県内経済を安定的に成長させ、生み出された富の循環によって、子育てや教育、福祉、社会資本整備、豊かな自然や文化の継承、芸術やスポーツの振興、災害対策など、安全安心で質の高い暮らしの実現や地域の魅力を高める取組を更に推進することとしています。

また、「宮城県民間非営利活動促進基本計画(第5次)」では、「NPO 活動は、社会全般に広がりを見せており、NPO が取り組む社会的・公益的な活動に対する期待とその果たす役割は大きくなってきており、様々な人たちの NPO 活動への参加など、NPO活動の担い手が広がる可能性が高まってきている」としています。こうしたNPOの活動を取り巻く現状及び環境の変化等を踏まえて、NPO 活動の一層の促進を図っていくこととしています。

新みやぎ NPO プラザは、県民会館との複合化・諸室機能の共有化により、NPO 活動の情報発信や、交流促進機能の強化など、より多様な主体や世代との連携・協働の可能性が期待されています。

本計画は、令和5年7月に策定した管理運営方針等を基に、新みやぎ NPO プラザが目指すべき姿やそれに向けた取組等をより具体的に示すものです。

4. 県内の現状について

県内には、NPO の活動を支援する拠点である NPO 支援施設が12箇所に設置されています。その活動内容に差異はありますが、情報の収集・提供や事務スペース・会議室・作業室等の提供、相談の受付、市民とNPOとのコーディネートなどを行っており、各地域におけるNPO活動を促進する上で、重要な役割を担っています。

また、県内では、東日本大震災発生直後から、県内はもとより、県外・国外からも数多くのNPO や NGO 等が被災地に入るとともに、被災地においても新たな NPO が数多く立ち上がり、被災者支援や復興支援に向けたネットワークが形成され、被災者の心のケアや地域コミュニティの再構築など様々な事業や取組が行われてきました。

新みやぎ NPO プラザは、県内全域の NPO 活動促進に資するための中核機能拠点として期待されるとともに、なお息の長い取組が必要となる復興の完了に向けた地域における様々な社会課題の解決にも資することも併せて目指しています。

5. 管理運営の基本方針

多様な主体と世代を結び、 地域づくりの新たな可能性を広げる交流と活力の創造

複雑化・多様化する地域課題やSDGsへの取組に対する関心が社会全体で高まっている中、NPOが取り組む社会的・公益的な活動に対する期待とその果たす役割は大きくなり、企業や学生など様々な人たちのNPOの活動への参加など、NPOの活動の担い手が広がる可能性が高まってきています。

新みやぎNPOプラザでは、県内のNPOの活動等の一層の促進のため、以下6項目を基本的な考えて方として取り組んでいきます。

1. 誰もが利用しやすい管理・運営(関心層の拡大)

新県民会館に訪れた人にも興味・関心を持ってもらえるようなNPOの活動の広報や、施設を一体利用したイベントの開催等を検討していきます。また、利用者ニーズの把握に努めるほか、バリアフリーにも対応して、学生や社会人、子育て世代や高齢者など、誰もが日常的に利用しやすい管理運営を行います。

2. NPOの活動促進・NPOの自立支援の中核的機能

オンライン機能を効果的に活用し、県内の市町村やNPO支援施設とのネットワークの構築を推進するほか、NPOプラザの相談支援機能の強化、NPO等のニーズに応じた研修会の開催等により、NPOの活動の促進を図っていきます。

3. NPO間の交流の促進

県内のNPO支援施設へのフォローアップを行うほか、オンライン機能を効果的に活用した、NPO等の交流を促進する仕組みづくりを進めていきます。

4. NPO情報の収集と発信

NPOや関係機関とのつながりを活かした情報収集・発信を行っていくとともに、みやぎNPO情報ネットやSNSを活用した広報に積極的に取り組んでいきます。

5. NPOと多様な主体と世代をつなぐ

ボランティアやプロボノとのマッチング機会の創出や交流イベントの開催等により、県内のNPOと企業、学校、地域コミュニティなどの多様な主体との協働や、次世代の担い手の育成等により世代間交流の促進に取り組んでいきます。

6. 多彩で魅力ある自主事業の展開

複合施設のメリットを活かした多彩で魅力ある自主事業を多様な主体と連携して企画・立案できる仕組みづくりを検討していきます。

II. 事業計画

1. 基本的な考え方

I で示した管理運営の基本方針に基づき、次のとおりの事業を展開していきます。

2. 民間非営利活動促進事業

現状の事業をベースに、NPO等からの意見等を踏まえて検討していきます。

<取組内容>

- (1)NPOの活動に係る情報の収集及び提供に関すること
- (2)NPOの活動に係る相談及び研修に関すること
- (3)NPOの活動に係る調査及び研究に関すること
- (4)NPOの活動を行う者に対する施設又は設備の提供に関すること
- (5)NPOの活動を行う者、県民、企業及び県相互の連携及び交流の推進に関すること
- (6)その他、施設の設置の目的を達成するための事業

3. 自主事業

新たに地域づくり活動を促進できる取組を検討し、また複合施設のメリットを活かした多彩な自主事業に取り組めるよう、新県民会館の管理運営者やその他関係機関とともに事業の企画立案・運営ができる仕組みづくりを進めていきます。

4. 開館準備事業

新みやぎNPOプラザの開館に向けて、下記の業務を行っていきます。

(1)県内市町村との地域づくり活動の基盤強化

新みやぎNPOプラザの開館を新たな地域づくり活動の始まりと捉え、県内市町村とも協議し、各市町村における活動拠点の整備による活動基盤の強化や人材育成の取組等を推進していきます。

(2)管理運営の具体化

本計画を具体化し、新みやぎNPOプラザの目的を実現していくため、管理運営の詳細について検討を重ね、誰もが利用しやすい管理運営を進めていきます。

(3)施設設置条例等の整備

民間非営利活動拠点施設条例や関連規則等(開館時間、休館日、料金等に関する規定)を改正し、新みやぎ NPO プラザの利用開始に向けた準備を進めていきます。

(4) 県民参加の推進

ボランティアやプロボノ活動の基盤づくりに向けて、早期から地域活動への県民意識の醸成を図るため、交流会やセミナーの開催や事業の立案・運営を計画していきます。また、NPOプラザの愛称を募集するなど、多くの県民が親しみやすい施設となるよう検討します。

(5) 広報の開始

本施設の開館を広くアピールし、開館に向けた期待感を一層高めるための広報活動を行います。広報活動を通して県民との相互コミュニケーションを図り、利用者のニーズの把握にも努めます。また、開館後の施設の利用促進を図るために、利用規則等を定め、施設利用に関する広報活動についても積極的に実施します。

(6) プレイバントの開催

地域づくりや子どもの育成など、多岐に渡るNPOの活動への関心層の拡大を図るため、本施設の開館を早くから周知するとともに、利用者参加型のプレイバントの開催を検討します。

(7) 開館記念事業の準備

今後の事業計画の中で開館記念事業の実施方針を明確にした上で、早期から準備を開始して、開館記念事業の企画立案を行います。

(8) 施設利用の受付開始

運営主体及び利用規則等を定め、利用案内の作成、広報等、十分な準備を行った上で、利用者に配慮し、適正な時期に施設利用の受付を開始するものとします。

5. 広報事業

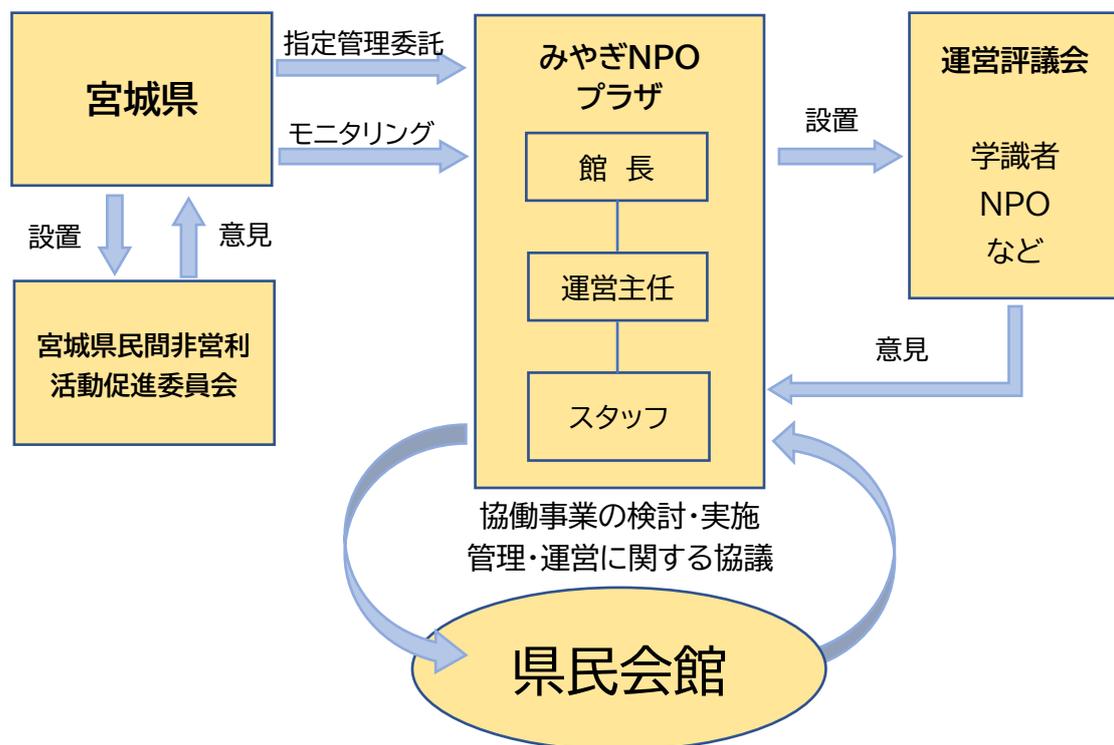
利用者ニーズの把握を行うとともに、みやぎNPO情報ネット、メルマガ、広報誌(One to One)等多様な広報媒体を活用し、有効な情報の発信やPRを継続的に行い、利用者の利用頻度増大や新規利用者の拡大を図ります。また、施設の利用拡大に向けては、地域づくり活動に対する興味・関心を高める広報活動の展開を図ります。

III. 組織計画

1. 基本的な考え方

新みやぎNPOプラザは、地域づくり活動を効果的に行っていくため、高い専門性やノウハウを活かした管理運営が求められます。そのため、指定管理者制度による管理を原則とします。ただし、部分的な業務については、県の承認を得て専門の事業者委託できるものとします。

2. 組織体制



3. 管理運営主体

(1) 指定管理者による管理

(2) 指定管理者に求められる資質等

- ・主たる事務所を宮城県内に有する民間非営利活動団体であること。
- ・NPOに関する十分な知見を有するとともに、法人設立や運営方法等について指導できる資質を有していること。
- ・県内NPOを取り巻く情勢に精通していること。

(3) 運営評議会

- ・施設利用者やNPO関係者等の幅広い意見を反映し、より良い施設の管理運営及び総合的な事業の推進を図る。

<協議事項>

施設の管理運営に関する基本的事項、事業・催事に関する事項、その他

4. 利用者サービス

利用者サービスの内容については、現在行われているサービスをベースに、NPO等からの意見等を踏まえて検討していきます。

<取組項目>

(1)NPOの活動に係る情報の収集及び提供

・交流サロンの運営、みやぎNPO情報ネットの運用、みやぎNPOプラザの情報誌の発行、特定非営利活動促進法に規定する縦覧及び閲覧 など

(2)NPOの活動に係る相談及び研修

・NPOの活動の促進・団体の育成等に関する相談(NPOの運営一般、税務・会計相談等)、
・NPOの活動の促進・団体の育成等に関する研修 など

(3)NPOの活動に係る調査及び研究

(4)NPOの活動を行う者に対する施設・設備の提供

・NPOルーム、会議室、共同作業室、ロッカールーム、NPOショップ、交流サロン、多目的室、貸出備品 など

(5)NPOの活動を行う者、県民、企業、行政の相互の連携及び交流の推進

・NPO、県民、企業等の多様な主体による協働を推進するための情報収集及び交流イベント等の企画・運営 など

(6)その他(NPOの活動への参加促進)

・県民のNPOの活動への参加促進(担い手育成、ボランティア希望者とのマッチング等) など

IV.施設利用計画

1. 基本的な考え方

諸室の貸出方法については、県との協議の上、指定管理者において決定できることとします。営利目的の事業のための利用等への貸出は行いません。

2. 利用規則の基本方針

開館日・開館時間は、現状をベースに、新県民会館の設定等を踏まえて検討します。施設の予約・申込み手続き等の方法については、現在の方法・手順等をベースに検討していきます。

3. 利用料金の基本方針

(1)みやぎNPOプラザ管理分

利用料金制を採用し、近隣施設や類似施設の利用料金の設定状況や県民の負担の公平性・公正性を踏まえながら、NPOの活動を促進できるバランスのとれた料金設定を検討していきます。

(2)共有部分の会議室等

施設全体の利用料金の設定状況を踏まえながら、NPOの活動を促進できるバランスのとれた料金設定とすることを検討していきます。

V. 収支計画

施設の利用促進や積極的な自主事業の展開に努め、会議室等の利用料金収入や、自主事業収入の確保など、安定的な施設管理を維持できる収支計画を目指します。

<収支構造イメージ>

収入	利用料金収入	指定管理費	自主事業	その他	
	事務室、会議室、ロッカーなど	みやぎNPOプラザ指定管理料	認定相談、図書販売 など	雑収入 など	
支出	人件費	維持管理費		事務費	事業費
		光熱水費	施設修繕費		
	職員給与等	電気、水道、ガス	小規模修繕の費用	施設消耗品、廃棄物改修費	通信費、消耗品費

VI. 運営評価

本県の「指定管理者制度運用指針」では、「県は指定管理者から提出される事業報告書を基に、毎年度の活動内容を評価して、翌年度以降の効率的、効果的な施設管理に活かす。」とされており、現みやぎNPOプラザでは、指定管理者の自己評価と所管課評価により分析を行っているほか、みやぎNPOプラザが設置する運営評議会にて、施設利用者やNPO関係者等の幅広い意見を反映することとしております。新みやぎNPOプラザにおいても、事業や運営状況等の評価に積極的に取り組み、評価が運営の改善に反映できる仕組みづくりに務めます。

VII. 開館までのスケジュール(予定)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	基本・実施設計	発注準備	建設工事			開館(予定)
	管理運営計画策定	次期基本計画策定	次期基本計画実施			
			条例改正・開館準備・プレ事業実施			
				▼次期指定 管理者選定		